

平成20年11月26日
足立区環境部環境保全課
足立区足立保健所生活衛生課

大日精化工業（株）東京製造事業所の土壌・地下水汚染について

足立区は11月25日に、大日精化工業（株）から、東京製造事業所（堀之内一丁目）敷地内で、地下水の自主調査を進めていたところ、トリクロロベンゼン等の揮発性有機化合物、鉛等の重金属類およびダイオキシンが基準値、WHO飲料水ガイドライン値（以下、ガイドライン値）を超過して検出されたとの報告を受けました。

この報告を受けて足立区は、同工場周辺地下水の状況を確認するために東京都と協力して、緊急に工場周辺の井戸水の飲用中止の周知、及び水質調査に入りましたのでお知らせします。

なお、本件は東京都環境局と大日精化工業（株）同時に発表しております。

記

- 1 同社の調査によって確認された汚染物質（対象は土壌及び地下水）
揮発性有機化合物（1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン）、シアン化合物、鉛、六価クロム化合物、ダイオキシン類
- 2 大日精化工業（株）の見解と対応
 - ① 敷地内はアスファルト等で舗装されているため、化学物質の周辺への飛散はないと考えています。
 - ② 汚染の原因は、当該敷地内で過去に使用した物質に起因するものと考えられます。
 - ③ 今回の調査結果を受け、汚染地下水の拡散防止のため、地下水の揚水処理を行うとともに、引き続き調査を継続します。
- 3 足立区の対応
 - ① 敷地周辺の井戸の調査（区は揮発性有機化合物と重金属、PCB、都はダイオキシン類）ならびに利用についての注意喚起のため立ち入りしています。
 - ② 個人で井戸を利用されている可能性があるため、飲用中止と保健所への相談についてのチラシを全戸配布します。
 - ③ 大日精化工業（株）に対して、東京都と連携して地下水汚染対策を的確に行うよう指導してまいります。